

ID: 148

担当部署: 保健福祉課

処分の概要	生きがい型デイサービス事業の利用承認		
例規名 根拠条項	聖籠町介護事業実施規則 第14条		
例規番号	平成12年 規則第17号		
<p>【根拠条文】 (利用の決定) 第十四条 町長は、前条に定める申込書を受理したときは内容を審査し、その結果を聖籠町介護事業(介護予防)利用承認(不承認)決定通知書(別記様式第三号)により、申込者に通知するものとする。</p> <p>【基準】 第8条及び第9条の規定による。 (目的) 第八条 条例第十八条第一項第二号に規定する生きがい型デイサービス事業は、高齢者等に対し、通所によつて、その希望及び身体状況に応じた日常動作訓練、趣味活動等のサービスを提供することにより、閉じこもり、寝たきり及び認知症を予防することを目的とする。 (対象者) 第九条 事業の対象者は、聖籠町に住所を有するおおむね六十歳以上の高齢者とする。</p>			
標準処理期間	10日		
備考			
設定年月日	平成22年4月1日	最終変更年月日	年 月 日